

税務と経営

山村税理士事務所

発行人

税理士 山村 嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

ヒントヒント

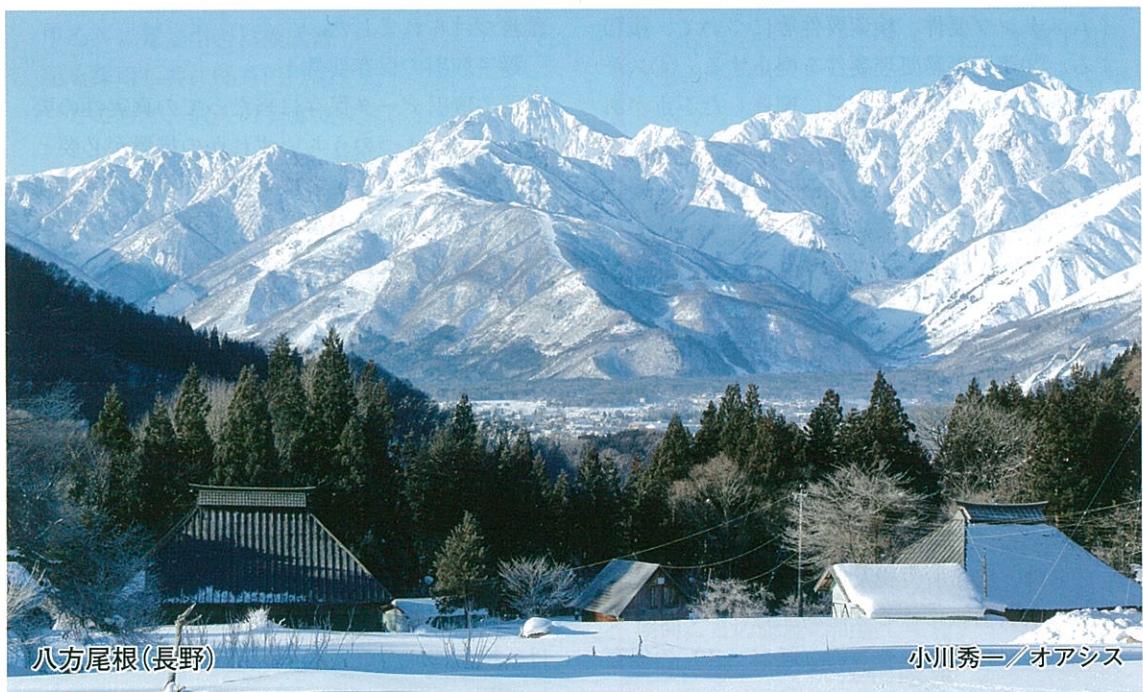
上の立場 視点を変えて物事を考えるということは良く言われることです。大概が水平方向の角度を変えた見方ですが、キリンホールディングス社長の磯崎功典氏は経済学者でもあった岳父の教えとして「常に視座を高くしなさい」という言葉を大切にしているそうです。今いるポストより上の立場で物事を考える。課長であれば部長、部長であれば社長になって考えてみる。目線を一段か二段高くしてみると景色が変わってくる。そうすると今、自分に足りない知識やスキルが見えてくる。それからの磯崎氏はどんな仕事を任されても慌てることのないよう、常に日頃から心がけてきたと言っています。

(日本経済新聞所載)

ヒントヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和2年度におけるe-Taxの利用状況等について、オンライン利用率（申告等各手続の総件数のうち、e-Tax利用件数が占める割合）は、所得税申告が64.3%、相続税申告が15.4%、法人税申告が88.4%となっています。e-Taxの利用満足度は、67.5%となっています。



電子帳簿保存法の改正

□電子帳簿保存法

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子帳簿保存法」が改正され、令和4年1月1日から施行されました。

電子帳簿保存法は、原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めています。

□電子帳簿等保存に関する改正事項

電子帳簿等保存に関する改正として、①税務署長の事前承認制度を廃止する、②優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置を整備する、③最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等を可能とする、改正が行われました。

□スキャナ保存に関する改正事項

スキャナ保存に関する改正として、

①税務署長の事前承認制度を廃止する、②タイムスタンプ要件、検索要件等について、緩和する、③適正事務処理要件を廃止する、④スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置を整備する、改正が行われました。

□電子取引に関する改正事項

電子取引に関する改正として、

①タイムスタンプ要件及び検索要件について緩和する、②適正な保存を担保する措置の見直しをする、改正が行われました。

□中小・零細企業への影響

従来は、帳簿書類をすべて紙ベースで保存していた中小・零細企業や個人事業者についても、今回の改正は大きな影響があります。

それは、申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等（紙ベース）の保存



○「へのかっぱ」とは「他愛もないこと。全く問題ないこと。簡単にできること」という意味で使われます。

「へのかっぱ」は「河童の屁」の転化したもので、語源は「木つ端の火」。木つ端、木の削りくずは直ぐ火がつき、すぐに燃え尽きます。想像上の生物、河童の屁もそんなもの。類語には、「朝飯前」「お茶の子さいさい」「余裕のよっちゃん」「楽勝」などがあります。



をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止された点です。

（消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です）。

たとえば、電子メール添付の請求書、領収証等について、プリントアウトして紙ベースでの保存は認められず、電子データとしての保存が義務づけられました。

□電子取引の保存要件1

電子取引データ保存に当たっての真実性の要件として、4つのうちいずれかの措置が必要となります。中小・零細企業にとって現実的なのは、「正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う」ことになるでしょう。

□電子取引の保存要件2

電子取引データ保存に当たっての可視性の要件として、パソコン等を設置したうえで、検索機能を確保することが必要となります。

なお、基準期間の売上高が1,000万円以下の小規模な事業者について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じができるようしている場合には、検索機能の確保は不要です。

相続税がかかる財産と かからない財産

現在の法制度では原則相続人が受け継いだすべての財産に相続税がかかります。一方、特例として相続税がかからない財産も存在します。具体的には墓地や墓石、一定額までの死亡保険金、死亡退職金には相続税はかかりません。

1.相続税がかかる財産

①相続税がかかる財産

相続税がかかる財産には不動産等（土地、建物、借地権など）、金融資産（現金、預貯金、有価証券など）、動産（貴金属、書画、骨とうなど）、各種の権利（貸付金、営業権、特許権）があり、これに加え未登記の不動産や名義書換えができるない株式なども当然含まれます。また、2020年4月から適用されている配偶者居住権についても、相続税がかかりますので注意しましょう。

②相続税がかかるみなし相続財産

ナマの税務相談室



マンションを賃貸で貸している甲及び甲の長男乙がいます。専有面積は各2分の1ずつです。甲乙共に確定申告は複式簿記を採用し共に65万円控除を行っています。

ところで、収入の実体は家賃収入は親の甲が収入100%入金し、収入に係る必要経費も甲が全部支払っています。

確定申告の財産目録では、甲は乙に対する未払金、乙は甲からの未収入金を計上いたしました。

今回甲の死亡によりその財産を計算する際、乙に対する未払金は債務控除できますか。なお、甲乙間では金銭消費貸借契約書は親子なので作成していません。



所得税法上の所得の帰属（収入金額または必要経費の帰属関係）と相続税法上の財産債務の帰属関係は必ずしも一致するものではありません。

親子間での

相続税の債務控除

例えば、質問の事例でいうならば、各年において甲及び乙のそれぞれに不動産所得が帰属するものとしたとしても、乙に帰属する所

得金額相当額を、乙が各年において、乙から甲に贈与がなされていたという事実があれば、甲に形成された財産は全て甲の財産に該当することになり、甲の死亡に係る相続税の課税価格の計算の基礎とされ、甲には相続税法上の債務控除の対象となる債務はないということになります。

従って、甲の死亡の時点において乙に対する甲の相続税法第13条に規定する確実な債務が存するかどうかに関しては、所得の帰属の問題とは別の問題として判断すべき事柄です。

即ち当事者間においていかなる法律上の原因に基づいて債権債務が存在するのか否か事実認定の問題があります。

期間ごとの認証の問題ですね。

ナマの税務相談室

被相続人の死亡により相続人に支払われる保険金や退職金は、被相続人がもともと生前から持っていた財産ではないので、生粋の相続財産ではありません。

みなしお相続財産には、死亡保険金、死亡退職金、生命保険契約に関する権利があります。また、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産がある場合には、その財産も相続税の計算に含める必要があります。

2.相続税がかからない財産

墓地、神棚、仏壇、相続税の申告期限までに国や地方公共団体などに寄付した財産、死亡保険金のうち500万円×法定相続人の数、死亡退職金のうち500万円×法定相続人の数です。

3.相続財産はどう把握するか

被相続人の財産をすべて把握することは、なかなか難しいものです。被相続人の財産を日頃から確認できる書類をまとめておくことが大切です。家の金庫や金融機関の貸金庫等に財産の現物や書類等が保管されていることもありますので必ず確認しましょう。

適格請求書発行事業者 登録制度の受け付け開始

令和5年10月1日から、仕入税額控除制度は、請求書等保存方式から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に変わります。取引相手は、相手から適格請求書を受領していない限り原則的には仕入税額控除が出来ない事になります。適格請求書の最大の要点は登録番号が記載されていることです。

適格請求書の発行資格は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出して、登録された者に限定されます。課税事業者でなければ登録を受けることはできず、登録後は登録取消届の手続きをしない限り、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても

免税事業者にはなれません。

登録申請の受け付けは、令和3年10月1日から始まっています。令和5年10月1日から直ちに適格請求書発行事業者として振る舞うためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請手続きを済ましておく必要があります。

登録番号の取得手続きをしないまま、新制度が始まってしまうと、発行する請求書等に登録番号を記載する事ができないので、例え消費税額の記載をしたとしても、原則的には、相手は、仕入税額控除することが出来ません。相手が個人消費者なら問題にならないかもしれません、課税事業者だったら、取引上の大問題になりかねません。

人の場合の登録番号は、**法**「T」（ローマ字）+法人番号（数字13桁）です。もし、未登録者が登録番号と誤認されるような番号を請求書等に記載していて、それが発覚したら、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる可能性があります。この罰則は、正当理由のない期限内申告書の未提出についても課せられるものです。偽り申告書の提出に対する罰はもっと重科です。

罰金以上の刑を受けると、最低2年間は登録不可となるので、経済取引において10%の消費税を請求しにくい状態に陥り、事業者としての存続が厳しくなりかねません。仕入税額控除をする側も、誤って仕入税額控除してしまわないように、登録事業者の番号を国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで適宜確認する必要がありそうです。

お言やるな 青々
一年の計は元旦にあり。
東の間の正月休みですが、
未来に向けて想を練る貴重
な時間です。令和4年が良
い年になりますように。
「初願ひ百寿を舞はんと
一すぢに はん女」
小寒5日、大寒20日。

家づらなれり 晴れ着姿で初詣か。品の
良い関西弁も聞こえてくる。
「正月にちよろくさい事



チャンスは、
ピンチの
顔をしてやつてくる。

（プロボクサー
徳山昌守）

1月の税務メモ

（国 税）

- 12月分源泉所得税の納付
(特例適用者は7~12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

（地方税）

- | | |
|-----|--------------------|
| 11日 | ○12月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 20日 | |
| 31日 | ○11月決算法人の確定申告 |
| ／＼＼ | ○5月決算法人の中間(予定)申告 |
| | ○給与支払報告書の提出 |
| | ○償却資産(固定資産)の申告 |
| | ○個人住民税の第4期分納付 |
- （地方条例による）

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。